

会報

No.324
2022.1.28

特集

●『防災の日関連』 2



一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会

<http://www.kana-hpga.or.jp/>

発行テキスト・図書類の一覧



(価格：消費税込み)

新刊 高圧ガス保安法規集 (第20次改訂版)	令和3年12月3日発行	4,920円
高圧ガス保安法令Q&A集 (第1集) (平成17年)	高圧ガス保安法令のQ&A 54題を収録した第1集	810円
高圧ガス保安法令Q&A集 (第2集) (平成18年)	高圧ガス保安法令のQ&A 57題を収録した第2集	1,120円
高圧ガス保安法令Q&A集 (第3集) (平成19年)	高圧ガス保安法令のQ&A 55題を収録した第3集	1,120円
高圧ガス保安法令Q&A集 (第4集) (平成24年)	高圧ガス保安法令のQ&A 53題を収録した第4集	1,320円
地震時における高圧ガス設備緊急処置作業基準集 (平成16年)	旧神奈川県基準を改訂し、自主基準化したもの	2,030円
CEマニュアル別冊 (第三次改訂版) 令和2年3月	CEマニュアルの別冊として、付図・付表、規程・基準類の事例、申請・届出の記載例を添付したもの	3,300円
CEマニュアル (第三次改訂版) 令和元年10月	CEの設置、運転、安全に係る総合マニュアル (改訂)	2,750円
冷凍関係手続きマニュアル (第一種製造者用) (2018年5月改訂 (第6版))	第一種製造者用の申請手続きと運転管理に係るマニュアル	3,560円
冷凍関係手続きマニュアル (第二種製造者用) (2019年5月改訂 (第7版))	第二種製造者用の申請手続きと運転管理に係るマニュアル	2,540円
冷凍保安テキスト (平成18年)	冷凍機の安全管理について原理から安全まで現場で必要な知識を盛り込み解説	3,560円
液化石油ガス製造施設定期自主検査基準の作成手引き (平成18年)	事業者が定期自主検査として液化石油ガス製造施設の維持・管理状況を確認する際の支援ツールとして作成したもの	1,520円
第二種貯蔵所及び特定高圧ガス消費関係手続きマニュアル (令和元年11月20日初版)	第二種貯蔵所及び特定高圧ガス消費事業所に関する県と3政令指定都市への手続きマニュアルです	1,500円
高圧ガス充てん容器の固定方法ガイドライン (平成18年)	地震時に容器を転倒させない固定方法の要件、各種固定法の特徴、注意点を解説したもの	500円
特殊材料ガス消費施設の自主点検・検査ガイドライン (平成20年)	特殊材料ガス消費施設の自主点検・検査に係る考え方、実例をわかり易くまとめたもの	1,220円
特殊材料ガスQ&A集 (第1集) 平成28年7月	特殊材料ガスに関する高圧ガス保安法の許可申請・届出等に関する37項目のQ&Aをまとめています。	1,320円
特殊材料ガス等取扱指針 改訂版 (平成24年)	特殊材料ガスを安全に取り扱うための指針	2,540円
アセチレン消費基準 (平成15年改訂)	高圧ガス消費基準からアセチレン消費基準を抜き出し改訂したもの	1,220円
イラストで学ぶ高圧ガス保安法入門 (2017年改訂版新版改訂版②第1刷)	高圧ガス保安法をイラスト入りでやさしく解説	3,450円
イラストで学ぶプラントの安全「ヒヤリハット体験事例集・一般高圧ガス編」 (平成10年)	一般高圧ガス事業所でのヒヤリハット114事例を収録。高圧ガス取扱者必読の書	2,610円
イラストで学ぶプラントの安全「ヒヤリハット体験事例123」ハンドブック (平成22年改訂)	コンビナート地区事業所でのヒヤリハット123事例をイラスト入りで収録	2,750円
イラストで学ぶ高圧ガス・危険物の安全取扱いマニュアル (平成6年重版)	可燃性高圧ガス、危険物の安全な取り扱いについてイラストによりやさしく解説	2,540円
イラストで学ぶ冷凍空調入門 (平成29年改訂3版)	冷凍の原理から法令まで冷凍の概要が十分理解できるように書かれている。	2,610円
安全はいつも危険と二人連れ -危険を考える 連想・飛躍・脱線- (平成16年)	職場の安全ミーティングに、安全教育に、ちょっとしたスピーチに、安全アラカルトレシピ満載の書 (浅見芳男著)	910円
危ないは大丈夫、大丈夫は危ない -現場を考える- (平成19年)	職場での安全講話や安全ミーティングに活用できる、またどこから読んでも安全力が身に付くテーマが115題 (浅見芳男著)。「安全はいつも危険と二人連れ」の続編	1,220円
新刊 高圧ガス保安法概要 (第一種・第二種・第三種冷凍機械編)	令和3年12月20日第2次改訂版	710円
新刊 高圧ガス保安法概要 (甲種・乙種・丙種化学編)	令和3年12月20日第2次改訂版	970円

会報 No.324 もくじ

〒231-0023
横浜市中区山下町1番地（シルクセンター3階）
TEL 045-228-0366 FAX 045-201-7089

発行日 令和4年1月28日
発行所 一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会
編集 広報部会

□年頭挨拶 梶会長 2

□特集『防災の日関連』 4

- 第49回神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練

□協会事業の報告 10

- 2021年度第2回理事会報告
- CEマニュアル改訂会議を開催
- 下期保安教育支援セミナーを開催

□新シリーズ 22

- 新技術情報：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
第2回 冷凍空調機器使用とフロン類冷媒の危機

□会員のひろば 28

- 私のツーリングの楽しみ（63）～道の駅スタンプラリー（房総編）～

□神奈川県からのお知らせ 34

- 2021年度危険物運搬車両に対する路上取締りの実施結果について

□協会からのお知らせ 36

- 2021年度第2回冷凍保安技術講習会のご案内
- 2022年度主要行事の計画
- 第51回定時社員総会開催のお知らせ

□編集後記 40

年頭挨拶

栢 昭彦 会長

(東亜石油株式会社 取締役 京浜製油所長)



皆様 新年明けましておめでとうございます。
2022年の新春を迎え、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、ご家族ともども穏やかな新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

本来であれば、新春賀詞交歓会にお集まりいただき、会員の皆さまと共に新春をお祝いするところですが、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、昨年同様に今年も開催することができませんでした。タイミングが遅れ申し訳ありませんが、会報での挨拶に代えさせていただきます。

さて、2年間もの長期にわたる新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、大きな打撃を受けています。オリンピック・パラリンピックは開催できたものの、その後第5波の感染拡大が発生し、これまでで最大の感染者数となりました。2021年8月20日に一日当たりとして最大の25,866人の感染者数となりましたが、その後減少に転じ、9月30日緊急事態宣言が解除されました。その後も、減少が続き、11月から12月初旬までは、一日当たりの感染者数が100人前後で推移し、このまま収束してくれるのではと期待しましたが、変異種のオミクロン株の世界的な拡大に合わせ、年始から急激に感染者数が増えている状況です。

オミクロン株は、デルタ株の3倍と言われる高い伝播性、3日程度と言われる短い潜伏期間、ワクチン接種者も感染するブレークスルー感染への懸念等の特徴があります。いずれも感染を急激に大きく拡大させる要素を有しています。重症化リスクは少ないと言われていますが、感染者が増加することで、エッセンシャルワーカーの確保・維持が難しくなることが予想されます。病院、福祉施設、企業、学校など社会・経済の基盤となる様々な領域で機能停止に至る可能性があります。我々の事業を継続させ、我々の生活を守るためにも、これまで以上に感染防止策を徹底する必要があります。

長期間にわたるコロナ禍は、我々の生活にも大きな影響を与えています。会員の皆さまも、テレワークや時差出勤、ステイホーム等で接触機会の削減に取り組まれたと思います。特に、コロナ禍により、デジタルトランスフォーメーション(DX)は加速しました。時季は未だ不明ですが、アフタコロナ・ウィズコロナの状況になっても、コロナ禍で起きた変化の良い点は残しつつ、新たな生活方式を確立することになります。

コロナ禍は、当協会の事業にも影響を与えています。法定資格講習および法定義務講習がオンライン講習に移行することとなりました。オンライン化により、感染症や自然災害が発生した場合で

も確実に受講できる、受講スケジュールを自ら設定でき、繰り返し視聴できる等のメリットが期待できます。一方で、その学習効果は、受講生の取り組み姿勢に大きく依存することになります。高圧ガス関連の資格を受験することは、法令や技術を含めて高圧ガスを体系的にすべからく学ぶ良い機会です。今後当協会は、直接的には関与できませんが、受験生が、高圧ガスを取り扱う者として、その危険性や有害性を十分に認識し、真摯に学習することができるように引き続き取り組んでいきたいと考えています。

今年も新型コロナウイルス感染症への対応が、最も大きな課題になります。安全確保の大原則である「自分の身は、自分で守る」の言葉通り、感染しない、感染させないことが重要です。3回目のワクチン接種を早めることや、これまでの実施してきた、マスクの着用・手指衛生(手洗い、手指消毒)・3密の回避・大人数の会食を控える等の基本的な対策を確実に徹底しなくてはなりません。

今年も引き続き、会員の皆様の事業所をはじめとした高圧ガスを取扱う事業者の事故防止に向けた取組みに役立つよう活動していきたいと考えています。新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面やメールによる会議・Web会議・協会の自主講習会の資料送付(ダウンロード)による情報提供・各種講習会の収容人員を減らし複数回の開催・講習会等における感染予防策の徹底・オンライン講習等、会員の皆さまの安全確保を第一として、創意工夫しながら取り進めていきます。

協会の活動・事業が、会員の皆様の期待に応えることができるよう役員一同頑張っ参りますので、より一層のご支援、ご協力をお願い致します。最後になりましたが、会員各社、各事業所の益々のご繁栄と皆様方のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、新春の挨拶とさせていただきます。

今年もご安全に！



『防災の日関連』

第49回神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練

神奈川県では、大規模地震発生の切迫性が指摘されており、これに伴う高圧ガス災害事故も懸念されています。そこで、高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識を高めるとともに、防災体制を検証し、関係機関相互の連携体制の整備、充実を図るため、実践的な訓練として、高圧ガスに係る地震防災緊急措置訓練を昭和48年から毎年実施しています。

本来は10月14日(木)に川崎市麻生区上麻生の麻生区水処理センターにて実施の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の第5波の緊急事態宣言がやっと9月30日に解除することが決まりました。これを受けて10月1日から24日まで段階的に緩和される状況であったため、開催日が11月24日(水)へ延期となり例年より遅い開催となりました。天候は少し風がありましたが秋晴れの中、神奈川県、川崎市消防本部、神奈川県警察本部(危機管理対策課即応対策チーム、第二交通機動隊、第一機動隊)・麻生区警察署及び高圧ガス等関係保安5団体の参加の下に、3年前からは三政令指定都市(横浜市消防局、川崎市消防局、相模原市消防局)との共催となり、本年は川崎消防局の輪番で開催されました。

また、今年度の訓練も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部訓練の規模を縮小するとともに、県会・市議員などのご来賓のご臨席や一般観客の参加を行わないことでの開催となりま

した。当協会からは、杵会長が参列しました。

訓練の実施においては、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、感染症拡大防止対策を取ったうえで実施しました。具体的には、参加者全員が次に掲げる感染症防止対策をとって行われました。大きな混乱もなくほぼ予定通り訓練は行われました。尚、今年度参加者は訓練実施者を含め229名でした。

- ・発熱・せき等、かぜの諸症状が見られる場合は参加を見合わせる。(そのため、予め代替人員を確保しておくか余裕を持った人員配置とする。)
- ・参加者は手洗い、うがい、マスクの着用を徹底する。
- ・受付に消毒液を設置し、こまめに手指の消毒を行う。火気を扱う場合、アルコール消毒液は使用しない。
- ・机・テーブル・マイクスタンド等、人が手を触れる場所等の消毒を行う。
- ・可能な範囲で人と人の距離を十分確保する。
- ・職場を出発する時などに作業服に着替えておくなど、更衣用テントが密集しないようにする。
- ・マイクは、可能な範囲でなるべく使いまわしをしない。マイクを使いまわす場合は、ふき取りを行う。
- ・「感染防止対策取組書」を掲示するので、参加者は「LINE コロナお知らせシステム」に登録する。



神奈川県くらし安全防災局
田邊 親司防災部長(右)
内山 和子消防保安課工業保安担当課長(左)



開会式の模様



開会の挨拶



開会式の模様



開会式 高圧ガス保安関係5団体の代表者整列(右から3人目が当協会 榎原氏)

(1) 訓練概要

訓練は、田邊神奈川県くらし安全防災局防災部長の開会の挨拶に始まり、当協会榎原氏による訓練開始の宣言を行いました。先ず、高圧ガス燃焼特性の紹介、続いて高圧ガス基本措置訓練、最後に地震時を想定した高圧ガス取扱形態別訓練が行われました。



当協会 榎原氏による訓練開始の宣言



当協会会員3事業所の整列

例年と同じく下記の当協会会員事業所の方々が、高圧ガス燃焼特性紹介として実演と紹介を行いました。

① 酸素の支燃性

(東海産業株式会社 湘南ガスセンター)

② LP ガス・水素の燃焼性(株式会社 渡商会)

③ モノシランガスの自然発火性

(大陽日酸株式会社 関東支社)

(2) 訓練内容

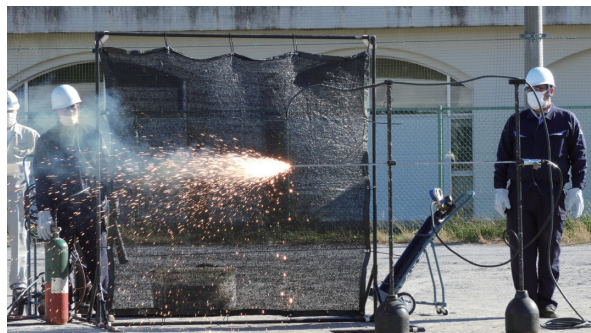
① 高圧ガス燃焼特性紹介

(実施：一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会)

酸素の支燃性、LP ガス(気体状・液体状)・水素の燃焼性、モノシランガスの自然発火性を実験により紹介しました。

酸素の支燃性については、空気中では燃焼しにくい物質(ゴムホース及び鉄パイプ)を酸素雰囲気中で燃焼させ、金属のパイプが激しく燃焼することを実演しました。

LP ガス・水素の燃焼性については、LP ガスをガス状と液状の2つの状態で燃焼させ、燃焼状態の違いを観察しました。また、燃料電池自動車の燃料として注目されている水素ガスを燃焼させ、水素ガスの火炎は無色で見えませんが、食塩水を火炎に触れさせ、ナトリウムの炎色反応(オレンジ色)により燃焼していることを観察しました。



酸素ガスによる鉄パイプの燃焼実験の実演 (東海産業(株))



水素の火炎に食塩水を噴霧してNaの炎色反応で燃焼していることを確認 ((株)渡商会)

半導体素子や液晶といった電子機器関連材料の製造原料として消費されている特殊高圧ガスの中で、特に消費量の多いモノシランガスは、空气中に漏出すると自然発火します。

モノシランガスの発火特性を確認するため、モノシランガス(窒素で20%に希釈したもの)を空气中に放出させ、着火源がなくても自然発火することや、炭酸ガス消火器の噴射等では消火できないこと、一旦火炎が消えても再度空気と接触すると自然発火することを紹介しました。



モノシラン(20%)の発火の実演 (大陽日酸(株))

② 高圧ガス基本措置訓練

(実施：一般社団法人 神奈川県高圧ガス流通保安協会
公益社団法人 神奈川県高圧ガス防災協議会)

① アセチレンガスの安全器効果実演訓練

逆火の発生と安全器の効果について、乾式逆火防止器及び水封式逆火防止器を用いた模擬装置による実演が行われました。



② カートリッジ缶破裂燃焼実験訓練

家庭内でよく使われる「殺虫剤」キンチョールのカートリッジと昨年北海道での爆発事故の際使われていた室内消臭剤「ヘヤシュ」のカートリッジの未使用缶を直火で加熱し、破裂燃焼させ、その火炎の大きさを実演しました。



殺虫剤スプレー缶(450mL) 27秒で燃焼爆発



LPG 消臭剤(250mL)入リスプレー缶 38秒で燃焼爆発

③ 空気呼吸器装着訓練

川崎市麻生消防署と川崎支部の卸売事業者(大陽日酸、昭和電工)による、毒性ガス漏えい時の対応に不可欠な空気呼吸器の装着訓練が行われました。



空気呼吸器の装着訓練の様様

③ 高圧ガス取扱形態別訓練

(実施：公益社団法人 神奈川県 LP ガス協会
一般社団法人 神奈川県火薬類保安協会)

① LP ガス卸売事業(公社 神奈川県 LP ガス協会川崎支部)による LP ガス充填所での緊急措置訓練、販売事業者における家庭用 LP ガスの復旧訓練及び応急供給訓練

地震発生により、LP ガス充填所のプラットフォームから容器が転落し、容器からガスが漏えいしたことを想定し、充填所の自衛防災組織によるガス漏えい防止の緊急措置訓練が行われました。

また、公益社団法人神奈川県 LP ガス協会が策定した「地震災害対策規程」に基づき、LP ガス販売事業者が地震発生後に行うこととして



LP ガス応急供給訓練の様様

いる家庭用 LP ガス消費設備の復旧訓練、さらに行政機関からの要請に基づく広域避難施設への LP ガス応急供給の訓練が行われました。

②高圧ガス運送途上における緊急措置訓練

震度6の大規模地震が発生し、地震の影響で上麻生交差点付近にてLPGバルクローリー車両と高圧ガス小型容器運送車両による多重

衝突事故が発生した。バルクローリー車両はバルブが損傷し LP ガスが漏えいし、バラ積み小型容器運搬車両から落下した容器の1本からバルブが損傷して塩素ガスが漏えいしていることが確認され、追突した自家用車の運転手が車の中に閉じ込められたとの想定により訓練が行われました。



落下ボンベから塩素ガスが漏えい



バルクローリー車両と自家用車の衝突で LP ガス漏えい

これらの2つの事故に対して、川崎市消防本部から・川崎市消防署指揮隊、川崎市消防署消防隊、川崎市消防署救助隊、川崎市消防署救急隊、が出勤された。一方、情報は警察にも転送され、管轄する麻生区警察署の出勤とともに、神奈川県警察本部からは県警第二機動隊並びに管轄の川崎市警察署による要救助者の救出、ガス検知及び LP ガスの着火防止措置と

してLPGバルクローリー車へ拡散放水を行ないました。

落下しバルブ損傷した塩素ガス漏洩しているボンベの処理には、警察より連絡を受けた防災事業所である昭和電工(株)と丸一輸送殿から4名の処理班がパトカーの先導で到着し、デバルバーへ収納してボンベを撤去しました。



川崎市消防本部・川崎消防署並びに川崎市警察署の現地対策本部指揮所



塩素ボンベのデバルバーへの収納撤去 (防災事業所：昭和電工(株))



タンクローリー漏れ止め対応(防災事業所：ENEOS(株)川崎製油所)



県警第二機動隊による運転手の救出活動



川崎市消防による閉じ込められた運転手の救出活動

(3) 閉会式

時折、風が強く吹きましたが、天候にも恵まれて予定どおり15時過ぎに訓練が終了しました。

閉会式では、主催者を代表して川崎市麻生区消防署消防課長から訓練の講評がありました。

最後に、布施 重男防災協議会会長より、日頃の訓練の成果がコロナ禍にもかかわらずいかに発揮されたことへの感想と参加者へのねぎらいの言葉がありました。



麻生区消防署課長による講評



布施防災協議会会長の閉会挨拶



閉会式の整列



各団体の会長整列(中央：杵会長)

協会事業の報告

2021年11月から12月に開催された協会事業の交流会や講習会・研修会、会議など、様々な催しについての報告です。それぞれ多数の参加を得て、活発な意見交換や熱のこもった講演など、各事業とも盛況を博しました。

1. 2021年度第2回理事会報告

例年第2回理事会は県外の高圧ガス事業所の訪問見学を兼ねた1泊2日の移動理事会の形式をとっていましたが、昨年に引き続き新型コロナの終息が不透明のため、東亜石油(株)京浜製油所会議室とWEB併用で11月19日(金)15時より第2回理事会が開催されました。会議終了後京浜製油所の工場紹介のあとマイクロバスで工場見学を行いました。

本年度上期を中心とする事業経過並びに予算執行状況ほか下記の議案が審議されそれぞれ承認されました。

- 議案1 2021年度事業経過報告並びに予算執行状況の承認を求める件
- 議案2 新会員入会の承認を求める件
- 議案3 協会職員採用の承認を求める件
- 議案4 その他の件
 - ①2022年度賀詞交歓会中止の承認を求める件
 - ②職員就業規則の改訂について



昨年9月竣工した真新しい新社屋1階の大会議室で理事会が開催されました。



(1) 開会の挨拶

本日は、皆様方には大変ご多用のところ、2021年度第2回理事会開催にご出席いただき、誠にありがとうございます。まず、理事会の成立についてですが、本日の理事会は理事総数21名中、WEB会議で出席の理事3名を含め総出席理事が14名で、定款第32条の定足数を満たしており成立していることをご報告します。

本理事会は、2021年度中間における事業経過並びに予算執行状況を報告しご承認をいただきたく、議案を上程しております。2年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の、世界的に非常に大きな影

響を与えていますが、協会運営に関しても大きく影響しています。今後の協会運営の在り方も含め、役員の皆さまの忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

(2) 議案審議および結果

1) 第1号議案 2021年度事業経過報告並びに予算執行状況の承認を求める件

岡本事務局長から2021年度事業経過報告並びに、勘米良経理主幹より予算執行状況について説明があり、現行計画の通り進めることで理事全員異議なく承認された。



司会 松浦専務理事

議長 梶会長



岡本事務局長

勘米良経理主幹

(撮影時マスクを外していただきました。)

2) 第2号議案 新会員入会の承認を求める件

事務局長から2021年度第1回理事会以降に新規会員として当協会への入会を希望する事業所が2社あり入会の承認を求めた。

- ①横浜熱供給株式会社
第一エネルギーステーション
2級会員(横浜南地区)
- ②株式会社ノアテック 横浜事務所
2級会員(横浜南地区)

理事全員異議なく承認された。

・募集等の準備に要する時間を考慮すると、実施可否の判断をする時期にあるが、現時点では、安全に開催できると判断できないこと。

本件も理事全員異議なく承認された。

3) 第3号議案 協会職員採用の承認を求める件

担当業務	氏名	業務	期日
主幹検査員	友山 秀清	輸入検査統括担当	12月1日

4) 第4号議案

①2021年賀詞交歓会中止の承認を求める件

2021年賀詞交換会は、以下の事由により中止することとしたいとの提案がありました。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大が縮小している状況にあるが、縮小の事由が明確になっておらず、諸外国の感染拡大状況から、新型コロナウイルス感染症の感染懸念が払拭できないこと。
- ・感染経路として会食が問題視されており、現時点4名以上の会食が制限される方向にあること
- ・多くの会員各社が、会食への参加を制限していること
- ・経済3団体(経団連、日本商工会議所、経済同友会)は、開催規模の縮小・着席形式・会食なしなど感染拡大防止策を講じた上で、三団体の幹部などを中心とする「新年祝賀会」として開催する。
インターネット調査では中止とする企業・団体が多く、実施する場合でも、会食なしや1社1名の参加に制限していること。

5) 会員の移動状況について

自 令和3年 4月1日
至 令和3年10月1日

会員級別	期首会員数	入会	退会	級別変更	現在会員数	増減
1 級	337	1	-4	-1	333	-4
2 級	216	3	-1	1	219	3
合計	553	4	-5	0	552	-1

6) 2021年度今後の主要行事予定について

	主要行事	開催日	開催場所
1	2022年新春賀詞交歓会	開催中止	
2	第3回企画部会 (第3回理事会対応)	2022年 1月21日(金)	協会会議室
3	2021年度 自主保安事業所交流会	2022年 2月10日(木)	神奈川県民ホール
4	第3回理事会 (2022年度事業計画案並びに 収支予算案審議等)	2022年 2月18日(金)	今後計画
5	第4回企画部会 (第4回理事会対応)	2022年 3月18日(金)	今後計画
6	第4回理事会 (2021年度事業報告並びに 収支決算審議等)	2022年 4月8日(金)	今後計画
7	第51回定時社員総会	2022年 6月3日(金)	川崎日航ホテル (予定)

(3) 会長閉会の挨拶

本日は、2021年度前半の事業経過並びに予算執行状況について、ご承認いただき誠にありがとうございました。昨年の定時社員総会において会長職を拝命し、皆様のご協力・ご尽力のお蔭をもちまして、新型コロナウイルス感染症への対応を含め、従来と異なる様々な変化に対して対処できたと考えています。改めまして感謝申し上げます。

また、協会の事業も第5波の感染拡大の中で感染防止策を確実に実施し、工夫しながら事業を展開してまいりました。協会事業において、感染者を1名も出さなかったことは、誇らしいことであり、関係者および担当者のご努力に敬意を表するものがあります。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、協会におきましても、KHK との高圧ガス国家試験の試験事務委託業務契約が解除され、今回法定資格講習および法定義務講習がオンライン講習へ移行する等、財務面を含めて多大な影響を受けています。今後の協会運営について議論を深めていく段階にあると考えます。

従来であれば、第2回理事会は移動理事会とし

て、関連する事業所を訪問しての開催でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大が縮小しているとは言え、明確な理由や各対策の寄与度が不明であり、ワクチン接種が進んでいる諸外国で再び感染が拡大状況にある等、感染への不安が払拭できない状態にありますので、移動を取り止めて開催することにいたしました。通常の会議室で理事会を開催することも寂しいので、当社の施設を使っただけを提案したところ、企画部会にて了承され、本日開催することができました。

これからの新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第ですが、下期の事業も影響を受ける可能性が高いと考えます。また、来年度以降の状況も不透明です。変化に対して柔軟に対応していくこととしていますが、会員の皆さま、特に役員の皆さまのご理解とご協力が不可欠ですので、よろしくお願い致します。

以上、簡単ではありますが、議長解任のご挨拶とさせていただきます。

ご安全に！！



終了後の集合写真

2. CE マニュアル改訂会議を開催

当協会からCE（コールド エバポレーター）マニュアルは2019年10月に第三次改訂版を発刊しました。初版の在庫が残り少なくなったため増刷を行う予定です。増刷にあたっては、最近の法令改正『地方公共団体における押印廃止（2020年12月

18日）』や『CE の定義見直し（2021年3月29日改正）』盛り込む必要があるため、当協会の酸素分科会で改訂委員会を12月13日（月）協会会議室にてWeb 会議併用で開催しました。酸素分科会委員5名（内：安野委員は Web 参加）と改訂版作成からオブザーバー参加していただいた行政から、神奈川県くらし安全防災局並びに三政令指定都市の各消防局から担当者に参加いただきました。



事務局
(左) 伊藤
(右) 岩崎



オブザーバー
保坂 由文氏
(県くらし安全防災局
消防保安課)



事務局
児玉協会副会長



小川 啓太氏
(川崎オキシトン(株)
川崎工場長)



オブザーバー
(左) 田村 健人氏
(相模原市消防局危険物保安課)
(中央) 佐藤 秀律氏
(川崎市消防局予防部危険物課)
(右) 内堀 晃佑氏
(横浜市消防局予防部保安課)



委員
(左) 今井 克彦氏
(東海産業(株) 環境保安室室長)
(中央) 諏訪 高敏氏
(東邦酸素工業(株) 取締役製造部長)
(右) 坂根 誠氏
(太陽日酸エンジニアリング(株) 関東支店支店長)

【CE の定義見直し】

一般高圧ガス保安規則等の一部改正について
(CE の定義見直し等2021年3月29日経済産業省

令第20号) また、経済産業省高圧ガス保安室より、
11月にQ & A (パブコメ回答等まとめ) と下記の
解説資料が発表されました。

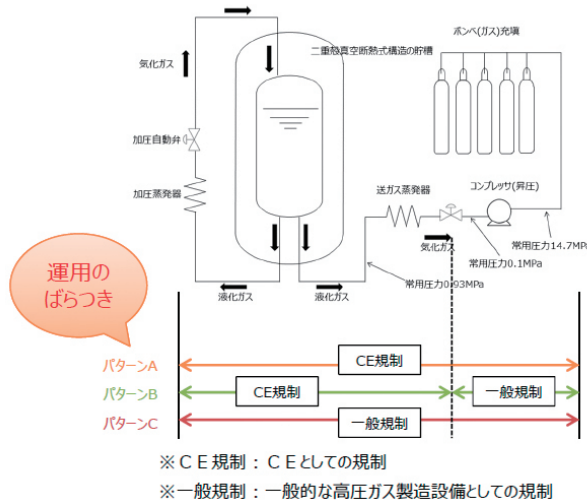
1.改正の主旨

液化ガスを供給するための定置式製造設備であるコールド・エバポレータ (CE) については、近年、貯槽と蒸発器のみを有した単純な設備構成のものに加え、ポンプやコンプレッサの処理設備等が接続されたものなど、様々な設備構成のものが現れ、自治体ごとに運用に差異が生じている状況であった。

法令上のCEの定義に曖昧さがあることも要因と考えられたことから、当該定義を明確化し、運用の統一を図るため、関係する省令等 (※) の改正を実施。

(※) 一般高圧ガス保安規則 (一般則)、コンビナート等保安規則 (コンビ則) 等

【CEに係る規制の適用範囲の差異(例)】



【法令上のCEの定義の曖昧さ】

- 改正前のCEの定義では、「貯槽」と「蒸発器」以外の設備が接続されたものがCEに該当するかどうか不明確 (当該条文の制定当時は、単純な設備構成のもののみをCEとしていた模様。)
- 改正前のCEの定義にある「蒸発器」は、「加圧蒸発器」又は「送ガス蒸発器」のいずれかを示しているのか、若しくは両方を示しているのが不明確。
- 改正前の省令において、CEは、「製造設備」、「高圧ガス設備」、「処理設備」、「貯槽」と様々な扱われ方をしており、統一性がない状況。

2.CEの定義の明確化

◆ **二重殻真空断熱式貯槽 + 加圧蒸発器 (+送ガス蒸発器)** のみで構成される定置式製造設備を、CE と定義するよう、一般則第2条第1項第22号の2、コンビ則第2条第1項第13号の2を新設。

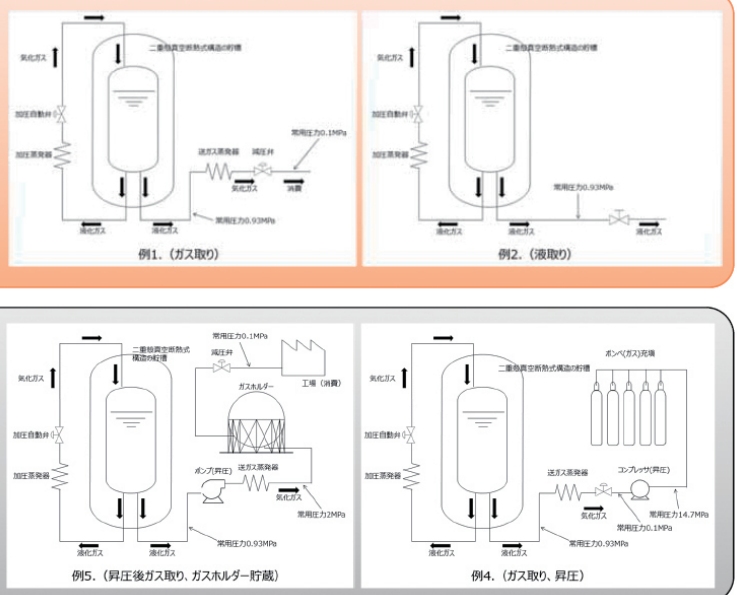
定義の明確化

(一般則の例)
液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の**加圧蒸発器付低温貯槽 (二重殻真空断熱式構造のものに限る。)**を有する定置式製造設備 (加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備 (蒸発器 (第18号ハの処理設備) を除く。))を有するものを除く。

※加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備 (蒸発器 (第18号ハの処理設備を除く。))を有するものは、一般的な高圧ガス製造設備と整理。

CEとして規制

一般的な高圧ガス製造設備として規制



【神奈川県くらし安全防災局からのお知らせ】

法令改正 ～ CE の定義見直し～

令和3年3月29日改正
4月 1日施行

コールドエバポレーターの定義

(令和3年3月29日改正(4月1日施行))

従来の定義
(一般高圧ガス保安規則(一般則)を例に説明)
一般則第2条第1項第18号 処理能力
ト その他の処理設備
(ハ) コールド・エバポレータ(専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る)に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。以下同じ。)

本則第6条の2(技術上の基準)との関係が不明確

Kanagawa Prefectural Government 1

コールドエバポレーターの定義

(令和3年3月29日改正(4月1日施行))

改正後の定義
(一般高圧ガス保安規則(一般則)を例に説明)
一般則第2条第1項22号の2 コールド・エバポレータ
液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)を有する定置式製造設備(加圧蒸発器付低温貯槽以外の処理設備(第18号ハの処理設備を除く。)を有するものを除く。)

後段に蒸発器以外の処理設備(ポンプ、圧縮機など)が接続される場合は対象外(技術上の基準は第6条)

Kanagawa Prefectural Government 2

コールドエバポレーターの定義

(令和3年3月29日改正(4月1日施行))

処理能力の計算

第2条第1項第18号の中から、設置する設備に適合するものを選択

(例)
ト その他の処理設備
(ホ)加圧蒸発器付き低温貯槽

$P_{13} \geq 1 \text{ MPa}$ のときは、 $W_3 \times 22.4 / M = W_{13}$ として、 Q_3 を計算し、蒸発器の処理能力を合算する。

① 気化ガスを取り出す場合
$$Q_{13} = W_{13} / (22.4 / M \times \rho \times 1000) \times (10P_{13} + 1) \times 24$$

② 液化ガスを取り出す場合
$$Q_{13} = (10P_{13} + 1) \times 0.9V_{13}$$

Kanagawa Prefectural Government 3

保安検査の周期(製造細目告示第14条)

(背景)

- 改正前の規定では、どの設備が3年かわかりづらく、行政庁による運用に開きがあった。
- 二重殻真空断熱式貯槽・蒸発器に対する保安検査周期を後段の処理設備の形態に関わらず統一した。

Kanagawa Prefectural Government 4

保安検査の周期(製造細目告示第14条)

<改正前>

ハ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備(ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。)

➡

ポンプ、圧縮機等があると毎年?

Kanagawa Prefectural Government 5

保安検査の周期(製造細目告示第14条)

<改正後>

ハ 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)を有する定置式製造設備(一般高圧ガス保安規則第2条第1項第18号ハ若しくはト(ホ)又はコンビナート等保安規則第2条第1項第19号ハ若しくはト(ホ)に規定する処理設備以外の処理設備を有するものにあつては、当該低温貯槽から当該処理設備の手前までの範囲に限る。)

➡

ポンプ、圧縮機等の手前まで3年

Kanagawa Prefectural Government 6

【第三次改訂版3刷】

活発な議論を重ね下記のように改訂案をまとめました。最終校正版を確認した後、増刷発行することとなりました。

CE マニュアル 第三次改訂版3刷(案)

頁		改定前	改定案	参考
6	CE(Cold Evaporator =コールド・エバポレータの略)	専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)に接続された蒸発器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備をいう。	液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)及び蒸発器のみで構成される定置式製造設備をいう。後段に蒸発器以外の設備(ポンプ、圧縮機など)が接続されるものを除く。	(一般則第二条二十二の二) 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素又は液化酸素の加圧蒸発器付低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)を有する定置式製造設備(加圧蒸発器付き低温貯槽以外の処理設備(第十八号のハの処理設備を除く。))を有するものを除く。 【十八号のハの処理設備とは、「蒸発器】】
13	申請書・届出書の記載例	〈記載例〉 ・代表者申請の場合 代表者氏名 代表取締役 神奈川太郎 代表者 [㊟] (中略) 申請代理人氏名 ○○工場長 横浜二郎 職名 [㊟]	〈記載例〉 ・代表者申請の場合 代表者氏名 代表取締役 神奈川太郎 (中略) 申請代理人氏名 ○○工場長 横浜二郎 (注)申請代理人の場合は委任状が必要。 委任状にも押印は不要。	省令改正により、押印が免除されたため、㊟を削除
16	高圧ガス製造許可申請(第一種製造者の場合)	※2 CE 施設で加圧蒸発器、送ガス蒸発器のみで製造する場合は保安監督者選出届を提出する。	※保安統括者を選任する必要のない製造施設(CE 施設を含む)で高圧ガスを製造する場合は、保安監督者届書を提出する。	CE の定義が加圧蒸発器と送ガス蒸発器のみで構成される設備であると明確化されたため。 (誤)保安監督者選出届→ (正)保安監督者届
19-20	処理・貯蔵能力の計算	(別紙)	(別紙)-(12/13打合せ結果を反映して別途見直し中)	
25	3-2-3-2地震防災規程及び地震防災規程細則	(注)2019年9月1日施行の省令改正で、すべての第一種製造者の危害予防規程の項目に「大規模地震に関する防災及び減災対策に関する事」を追加する事になった。(尚、既存設備については1年間の経過措置がある。)	(削除)	危害予防規程への大規模地震及び津波浸水に関する防災及び減災対策の追加義務は、2020年8月末で期限終了済みのため、3-2-3-2および3-2-3-3の(注)の記述を削除する。
28	(2) 保安検査の期間	① CE で気化器のみが接続された設備(液取りを含む。) 1回/3年 ② CE でポンプが接続された設備 1回/1年 ③ 休止施設の・・・(略)	① 液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素または液化酸素の低温貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)を有する定置式製造設備(CE を含む)1回/3年 ② 空気または不活性ガスの圧縮装置1回/2年 ③ ①項の製造設備で、その後段に蒸発器以外の処理設備(ポンプまたは圧縮機等)を有するもの(当該処理設備以後の範囲)1回/1年 ④ 休止施設の・・・(略)	

会議の様様



3. 下期保安教育支援セミナー を開催

3-1 保安教育支援セミナー「製造事業所初級コース」 12月6日(月) 波止場会館 5階会議室

受講者の門戸を広げ受講者の増加を目的に、「製造事業所初級コース」としてセミナーを開講しました。

対象者は、コンビナート事業所及び一般高圧ガス製造所で、高圧ガス関係の業務に従事されている経験1～5年程度の方としました。15名が受講されました。

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ①13:30～14:20 「高圧ガス保安法」 | 講師 佐藤 公美氏(旭化成(株)) |
| ②14:30～15:20 「高圧ガスの危険性・有害性」 | 講師 吉田 智徳氏(相模アセチレン(株)) |
| ③15:30～16:20 「高圧ガス事事故事例」 | 講師 永井 孝佳氏(ENEOS(株) 根岸製油所) |



佐藤講師



吉田講師



永井講師



3-2 保安教育支援セミナー「製造事業所 管理及び監督者コース」 12月8日(水) 波止場会館 4階会議室

「製造事業所 管理及び監督者コース」のセミナーを開講しました。

対象者は、コンビナート事業所及び一般高圧ガス製造所で、高圧ガス関係の業務に従事されている主任・監督者・管理者クラスの方としました。17名が受講されました。

- ① 9:30～11:45 「保安意識の高揚・事事故事例」
- ② 13:00～14:00 「設備管理」「工事管理と安全管理」 講師 斎藤 健司氏(元 東亜石油(株))
- ③ 14:10～15:10 「事事故事例に学ぶ」「事故統計」
- ④ 15:20～16:30 「地震と防災体制」 講師 杉原 英和氏(元 神奈川県総合防災センター所長)



①②③ 斎藤講師



④ 杉原講師



3-3 保安教育支援セミナー「製造事業所 中級コース」 12月9日(木) 波止場会館 4階会議室

「製造事業所中級コース」のセミナーを開講しました。

対象者は、コンビナート事業所及び一般高圧ガス製造所で、高圧ガス関係の業務に従事されている中堅クラス(経験6～15年程度)の方としました。12名が受講されました。

- | | | |
|------------------------------|----|--------------------------|
| ① 9:30～11:45 「保安意識の高揚・事故事例」 | 講師 | 石井 好氏(元 東亜石油(株)) |
| ② 13:00～14:00 「高圧ガス保安法」 | 講師 | 児玉 孝徳氏(協会副会長) |
| ③ 14:10～15:10 「地震と防災体制」 | 講師 | 杉原 英和氏(元 神奈川県総合防災センター所長) |
| ④ 15:20～16:30 「検知警報器設備の基礎知識」 | 講師 | 小山 純二氏(産業用ガス検知警報器工業会顧問) |



① 石井講師



② 児玉講師

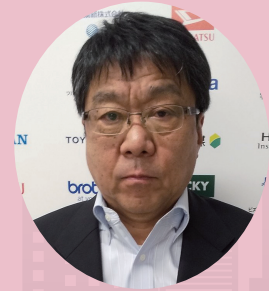


④ 小山講師



第2回

冷凍空調機器使用と フロン類冷媒の危機



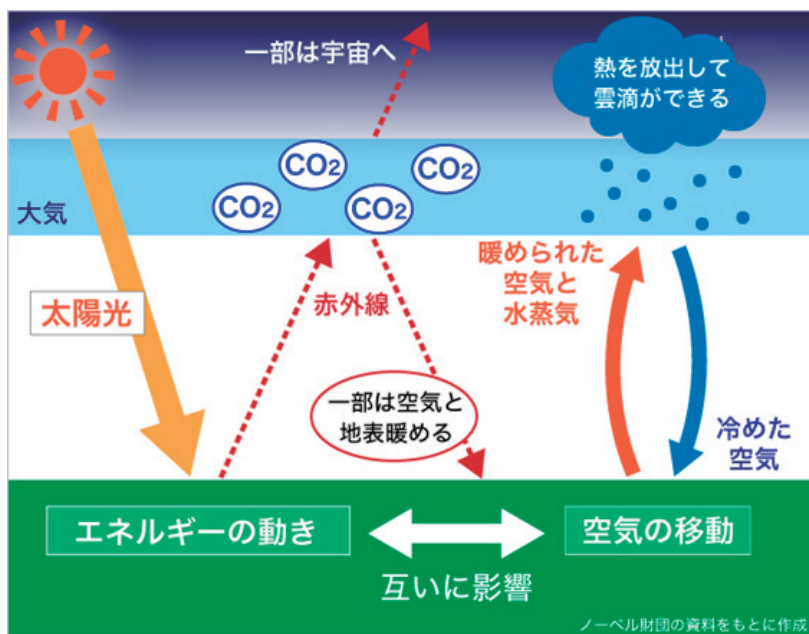
一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
企画・調査部 山本 隆幸

はじめに

先日、今年のノーベル物理学賞の発表がスウェーデン王立アカデミーからありました。受賞されたのは、真鍋淑郎博士(米国プリンストン大学 上席研究員)です。真鍋博士が50年以上前に取り組み続けていた気候変動に関する研究結果が、現在の気候変動を予見していたとして大きなニュースとなりました。それは、地表面が太陽から受け取るエネルギーと地球から宇宙空間に逃げていくエネルギーを差し引いた「放射収支」、および大気中のCO₂と水蒸気がどのように影響しあうかのアルゴリズムを半世紀以上も前に解明したものです。そ

して、1960年代後半のその論文ではCO₂の濃度が2倍になると、地球の平均気温は2.3度上昇すると提唱されていました。

すなわち、真鍋博士は地球の気温変化とは人間活動によるCO₂の排出の影響と相関があり、CO₂の排出を予測することが地球温暖化を予測する上で不可欠なものであることが評価されたことです。日本人の物理学者である真鍋博士がノーベル賞を受賞されたことは、暗いことが多い昨今、久しぶりの明るい話題であり、真鍋博士のノーベル賞受賞には祝意を表したいと思います。



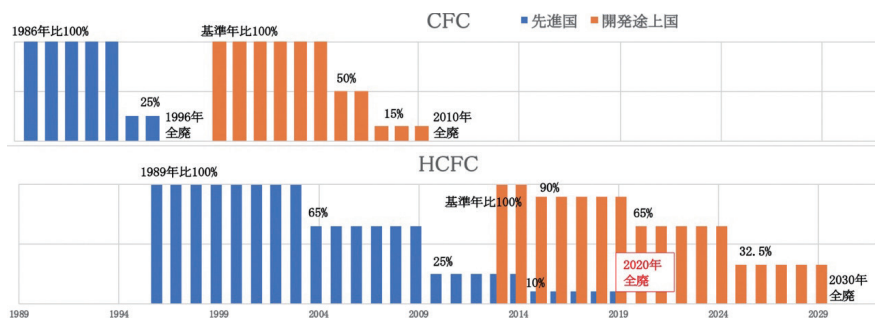
ノーベル財団の資料をもとに作成

出典：真鍋博士の理論の図より

冷媒フロン類の動向とフロン法の変遷

次にフロン対策の国際的な動きについて記します。前回からの繰り返しになりますが、特定フロンであるクロロフルオロカーボン(CFC)とハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)はオゾン層を破

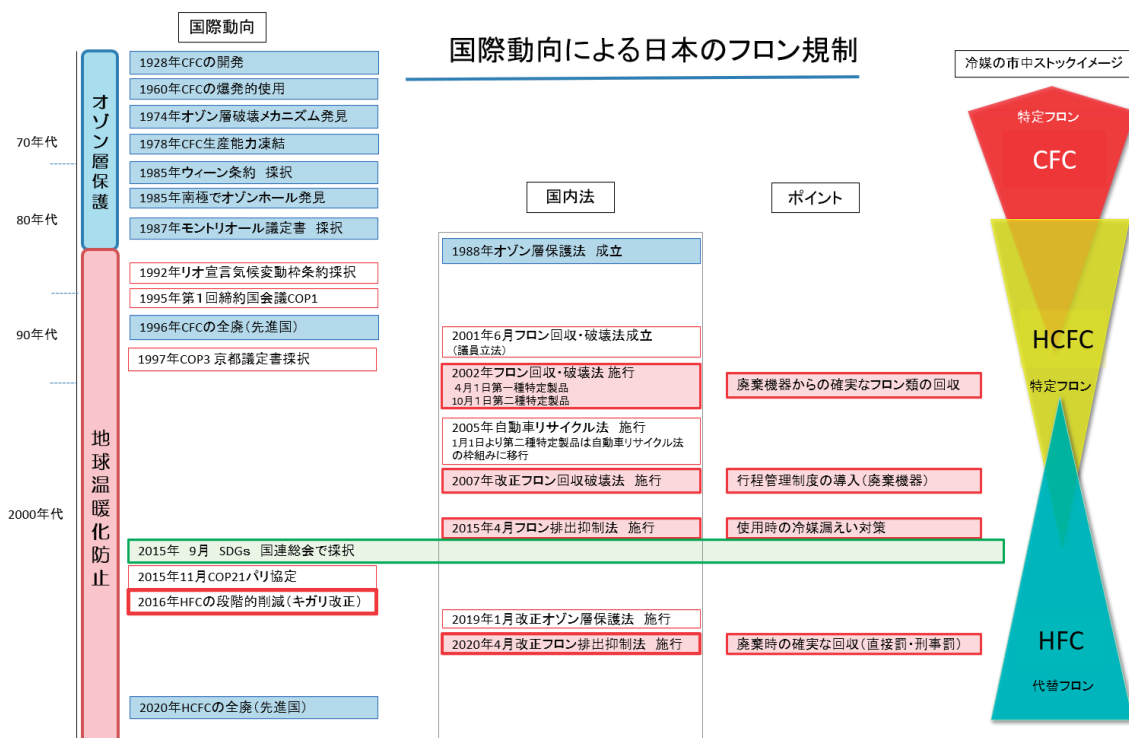
壊することで製造が禁止となり、CFCは1996年、HCFCも2020年には先進国では製造が禁止となりました。しかし、市場にある業務用の冷凍空調機器の50%程はまだHCFC冷媒を使っています。



その後、2000年頃より CFC、HCFC に代わるオゾン層を破壊しないハイドロフルオロカーボン(HFC)を導入しましたが、そのHFCも1997年12月に京都で行われた国連気候変動枠組条約締約国会議(COP3)において温室効果ガスとして指定され、冷媒の排出量(漏えい量)温室効果ガスの合計として集計することになりました。これに対応して、国内では2002年にフロン回収・破壊法を施行し、冷媒の確実な回収を目指しました。さらに、

2007年に法を改正し、行程管理制度を導入しました。2015年にはフロン排出抑制法を施行し、業務用機器の管理者に漏えい対策を義務づけました。2020年には改正フロン排出抑制法を施行し、機器廃棄時の行程管理制度を遵守しない管理者、回収業者等に直接罰を適用することになりました。

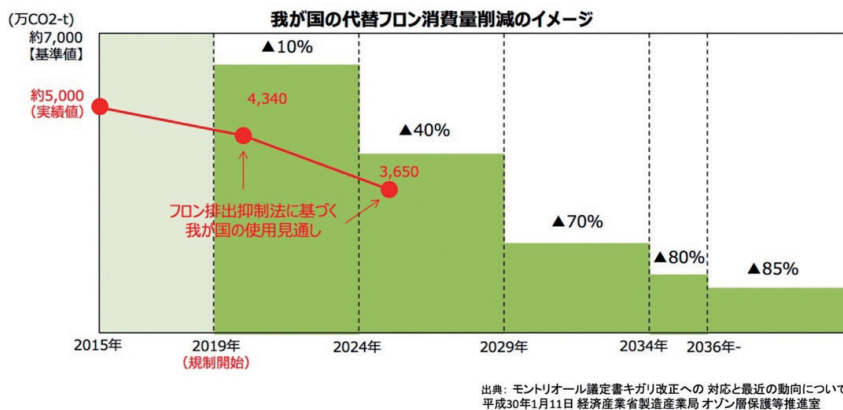
国際的な温室効果ガス削減の対策として、モントリオール議定書キガリ改正が2019年よりHFCの生産規制が開始されることになりました。



冷媒フロン類の動向とキガリ改正

キガリ改正により、2019年より HFC の生産量が下図のように年々削減され削減量は2024年：40%、2029年：70%、2036年：85% となり、2036年以降は2015年に比べて15%の量しか生産ができなくなります。R22 (HCFC) 機が2010年以降の出荷が終了し、徐々に HFC 使用機(以下 HFC 機)に切り替えつつある中、HFC 機は冷凍空調機器全体の60%程度を占め HFC はとても重要な冷媒で、この生産削減のインパクトは非常に大

きなものです。そして、HFC に置き換わる冷媒の開発を産・官・学で検討を進めてはいますが、次世代冷媒が世の中に出るのはまだまだ多くの時間がかかると予想されています。このままでは、HFC 使用の既存機器の生産はおろか整備における補充冷媒の供給も困難となり、さらに R22機についても HCFC の生産が2020年以降全廃となったため、今後は同様に大きな問題となるでしょう。



温室効果ガス別目標 閣議決定の変遷

温室効果ガス対策は2016年の閣議決定では、2030年の温室効果ガス排出量を26%削減目標(2013年度比)としましたが、2050年のカーボン

ニュートラルの実質的達成のため2021年10月22日の閣議決定で46%の削減に上方修正されました。上記の表で代替フロン等4ガスは2019年度より

● 温室効果ガス別目標 (2021年10月22日 地球温暖化対策の閣議決定)

2030年度エネルギー起源CO ₂ は目安値	百万トン-CO ₂	
	2013年度実績	2030年度目標(目安)
エネルギー起源CO ₂	1,235	927
非エネルギー起源CO ₂	82.3	70.8
メタン (CH ₄)	30.0	31.6
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	21.1
代替フロン等4ガス	39.1	28.9
HFCs	32.1	21.6
PFCs	3.3	4.2
SF ₆	2.1	2.7
NF ₃	1.6	0.5
総計	1,408	1,079

	2018年度実績	2019年度実績	2030年度目標
代替フロン等4ガス	52.8	55.4	21.8
HFCs	47.0	49.7	14.5
PFCs	3.5	3.4	4.2
SF ₆	2.0	2.0	2.7
NF ₃	0.28	0.26	0.5

- ・ 2030年における全温室効果ガスの削減量は、2013年度比26.0%→**46.0%**減となる。
- ・ 代替フロン等4ガスは2013年度比25.1%→**44.2%**の減となる。

廃棄時回収率

- 2016年閣議決定：50% (2020年)、70% (2030年)
- ↓
- 2021年閣議決定：**60% (2025年)、75% (2030年)**

代替フロン等4ガスに関する施策

- ① ガス・製品製造分野における「ノンフロン・低」GWP化の推進
- ② 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止
- ③ 業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の推進
- ④ 廃家庭用エアコンのフロン類の回収・適正処理
- ⑤ 産業界の自主的な取り組みの推進

り44.2%削減と上方修正となりました。詳細を見ると、代替フロン等4ガスの中で HFC 以外は全て2030年度目標に対して既に達成されています。HFC は2019年度49.7百万トンから14.5百万トンと排出削減を行わなくてはなりません。さらに、

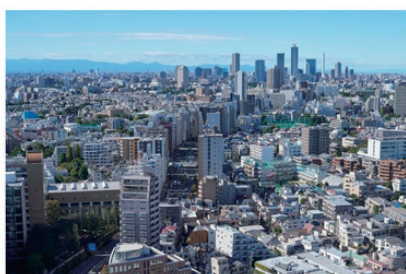
業務用機器廃棄時の回収率も2025年までに現在の38%程度から一気に60%に持ちあげることが必要となりました。これを実現するためには、機器所有者の意識改革とフロン排出抑制法の確実な遵守が必要です。

重要なインフラとしての冷凍空調機器とその課題

冷凍空調機器は私たちの生活には欠かせない目には見えない重要なインフラとなっています。しかし、殆どの国民はその重要性は理解するも、それ

を実現供給している冷凍空調機器については理解されていません。

さらに、冷凍空調機器が新たに必要としている



- | | | |
|----|------|-------|
| 空調 | 住居 | 病院 |
| 環境 | オフィス | 商業施設 |
| | 学校 | 地域熱供給 |

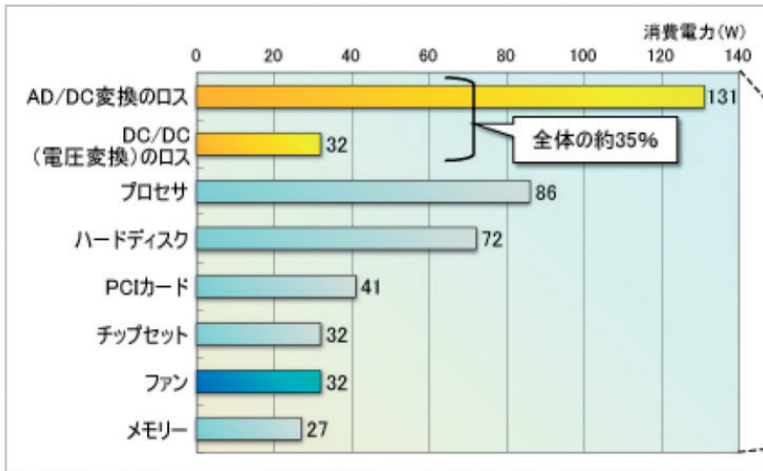
- | | | |
|-------|--------|--------|
| 冷凍・冷蔵 | 冷凍冷蔵倉庫 | 冷凍コンテナ |
| 食 | 冷凍冷蔵車 | 漁船 |
| | ショーケース | 飲食店 |

- | | | |
|--------|--------|-------|
| 製造・その他 | 化学プラント | 医療機器 |
| 産業 | 食品製造 | 発電・送電 |
| | 農業 | 研究開発 |

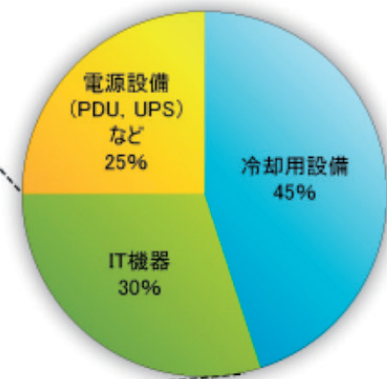


サーバー内の電力消費量

データセンターにおける電力消費の割合



出典：米インテルの調査



出典：米 APC の資料

分野としてインターネット、デジタル通信に必要なサーバ分野です。JEITA（一般社団法人電子情報技術産業協会 統計資料 2020年3月携帯電話国内出荷実績）によると、2019年度までの累計携帯電話契約数は180百万台(内スマートフォン70%)、スマートフォンの市場での稼働台数は1億2千6百万台となっています。この大量スマートフォンは日夜データセンターに接続されていま

す。そしてサーバは冷却しないと稼働できません。5G時代が進み、サーバの消費電力(熱負荷)はさらに増大する傾向にあり、この分野でも業務用冷凍空調機器の需要は増えています。

生産が削減される冷媒問題、閣議決定によるHFCの排出削減指示は、生活に不可欠なインフラの大きな課題となっています。

課題解決のために

最も重要なことは、機器所有者が「フロン排出抑制法」を理解し遵守することです。今までは機器の整備時には冷媒がある意味“湯水のように”使えた時代で、価格もそれほど高価でなく容易に入手できました。今後は冷媒が価格も含めて簡単には手に入らない時代になる可能性が高く、考え方を変えなくてはなりません。

冷媒の生産規制に対して、管理者と充填回収業者は以下のことが重要です。管理者はフロン排出抑制法における「管理者の判断基準」を遵守して定期点検などの実施とそれによる機器使用時の冷媒漏えいの削減を実現し、整備による冷媒の補充を

極力減らすことです。さらに管理者は機器を廃棄する際には必ず充填回収業者に回収の依頼、充填回収業者は確実に冷媒を回収、その回収した冷媒が高品質で再生できるように回収冷媒の品質を高めることです。すなわち、管理者ならびに充填回収業者は、今後 HCFC (R22) と HFC (R404A、R134a、R410A、R407C など) は再生冷媒を使用する時代になったことを理解しなくてはならないでしょう。Reduce (冷媒漏えいを削減)、Reuse (冷媒の再生・再利用)、Recycle (冷媒回収) が実現できる方向に早急に対応を切り替えるべきです。

政府実行計画の閣議決定資料 2021年10月22日(抜粋)

<フロン類の排出の抑制>

① HFC 等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。)に基づいて、機器の簡易点検(管理者による3月に1回以上の点検)及び定期点検(一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検)を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。

② 冷媒の漏えい対策のため、IoT 技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。

③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム(RaMS)を活用するなど、電子化に取り組む。

④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

フロン排出抑制法での初の摘発

フロン排出抑制法では、なかなか進まないフロン類の漏えい量、回収率がなかなか上がらないことから、2020年4月より改正法が施行されて違反者には直接罰が適用されることになりました。直接罰での罰金とは、交通違反の罰金ではなく刑法が適用されるものです。

警視庁は2021年11月9日フロン排出抑制法違反の容疑で初の摘発を行いました。機器所有者は担当と法人がともに被疑者と被疑法人となりました。また、解体工事をした事業者も同様に個人と法人が送検されました。今回の摘発は氷山の一角であり、まだまだ適正にフロンを回収していない事例は多いなか、回収量向上のため都道府県の立入

検査が期待されます。

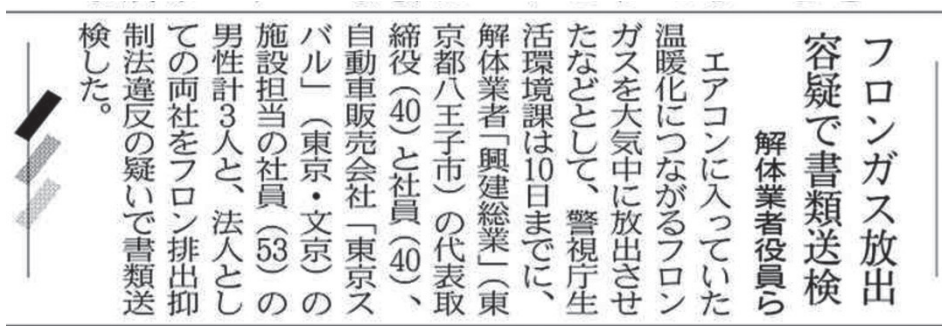
被疑者 A、被疑法人甲

法令で定める事項を記載した委託確認書を交付しなかった。

被疑者 B・C、被疑法人乙

解体工事に関して、第一種特定製品であるエアコンディショナーに冷媒として充填されている第一種フロン類を、大気中にみだりに放出した。

罪名・罰条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律



日本経済新聞11月10日 夕刊



私のツーリングの楽しみ (63)

～道の駅スタンプラリー (房総編)～



高島 良一

過去のレポートで、道の駅のスタンプを集めていることを書きました。今は休止状態ですが、数年前までBMWの首都圏のディーラーが共催して毎年スタンプラリーを実施していました。4月から5月頃に開始して11月まで15から20カ所くらいの道の駅が設定され、最終日には千葉県袖ケ浦のサーキットに集合するというイベントでした。イベントで用意されたスタンプ帳のほか、設定された以外の道の駅も回れるように自分でノートを用意して、ツーリングの途中で見つけた道の駅に寄ってスタンプを押していました。かれこれ50カ所以上回っていますが、身近な道の駅はほとんど寄っていますので、最近はなかなかスタンプが集まりません。

そこで、これまであまり走ってこなかった千葉県に向かい、スタンプを集めることをテーマに出かけることにしました。

まずは、ルートの作成です。東京湾をどう越すかについては、陸周りではなく、アクアラインかフェリーを使うことにします。そして道の駅のホームページで千葉県を選択し、表示されている赤いマークを眺めます。なんとなくルートが浮かび上がってきました。アクアラインで木更津へ渡り、外房の鴨川へ抜けて海岸線沿いに館山へ向けて走れば、かなりの道の駅に寄れそうです。朝一番に寄る

道の駅を決め、営業開始時刻を確認します。そこから順に凡その距離と所要時間を検索し、1カ所当たりの停車時間を加味すると、館山市のアロハガーデンに併設された「南房パラダイス」に午後2時過ぎに到着できそうです。

最初の道の駅の営業開始時刻の9時から、逆算して出発を7時としました。

予定時刻に出発しましたが、自宅を出てから給油したため、国道を約10分遅れで走り出しました。休日の国道1号線の上りは、意外に通行量が多かったものの信号のタイミングが良く、快調に走れています。戸塚からは旧道を選択します。不動坂、権太坂、保土ヶ谷橋など箱根駅伝でお馴染みの地名が出てきます。国道15号線は生麦で右折し、産業道路で川崎まで走ります。鶴見を越えるとようやく、アクアラインの標識が出てきました。標識に従って塩浜で右折し、夜光で左折します。小島新田駅近くの信号では、周囲の工場へ出勤する人たちの流れが途切れませんでした。殿町の信号までくれば、もう間違えようがありません。首都高速神奈川6号川崎線の下を浮島方面に走れば、突き当たりがアクアライン入り口です。

海ほたるで休憩します。二輪用の駐車スペースが1カ所に大きく用意されている訳ではありませんが、誘導員の指示に従って駐車します。実際はゼ



① 海ほたる

ブラゾーンなど有効に利用して、分散しながらかなりのスペースを確保しているようです。エスカレーターを乗り継ぎ、最上階の屋外に出て、少しだけ風景を楽しみます。よく見れば、レインボーブリッジの向こうに、富士山が見えます(写真①)。今年初冠雪後に、山頂の最高気温が観測されたため、その初冠雪の記録が取り消されたニュースを読みました。いずれにしても、これから富士山の雪化粧が始まるのでしょうか。

(1) 出発までの予定では、アクアラインを木更津金田で降りて国道409号線と410号線を使って最初の道の駅の「道の駅木更津うまいたの里」に向かうつもりでしたが、海ほたるを出た時点で朝の給油の分だけ遅れていたため、このまま木更津東 IC まで走ること

しました。木更津金田から30分と予定していましたが、時間を短縮することができ、ほぼ予定した9時すぎに到着できました(写真②)。

(2) 次は、鴨川方面に向かいながら「道の駅ふれあいパークきみつ」に寄ります。まずは目の前の国



② 木更津うまいたの里

道410号線を南下します。途中県道に入りますが、暫くはこのままです。410号線より久留里街道の標識の方が多く設置されています。併せて、行先標識の鴨川の方を目指します。地図もろくに確認せずに走っていたため、比較的周囲の様子を気にしながら走ります。「さんのまる薬局」という店を見つけたときは、近くに城でもあったのかと考えていたら「久留里城址」の案内標識を見つけなると一人で納得しました。途中何か所か分岐点が現れたらその時に地図を確認しようと考えながら走っていましたが、なんとそのまま「道の駅ふれあいパークきみつ」に到着しました。

(3) 次はいよいよ鴨川です。再び目の前の道を先へ進み、海岸沿いの国道に出たら、館山方面に右折します。あとは道なりに走れば、道の駅が見つかるはず。県道24号線が国道128号線と交差する交差点を右折します。直進すれば外房線の安房鴨川駅です。そういえば子供のころは、“房総東線”と呼んでいた記憶があります。内房線はもちろん房総西線です。道の駅はこの先安房鴨川から二つ目の江見駅、距離にして約7kmの国道沿いにあります。なかなか凝った作りで、建物の周囲に海水を引き込み、潮だまりのようにしています。この日は、海水は引き込んでいませんでした。時刻はまだ11時過ぎですが、少し早い昼食にしました。冷やかしのつもりで食堂をのぞいたら、限定10食の海鮮丼の写真と文字に引き付けられてしまいました。冷静に考えれば、開店間もなくなると売り切れているはずはありません。お客さんもまだ少なく落ち着いて食べることができました(写真③)。

(4) 次が「和田浦 WA・O」です。鴨川から約6km、10分とかかりませんでした。国道の標識から入っていくと、真っ先に目に入るのが屋外展示してある大きな骨格標本です。先にインフォメーションでスタンプを押した後、骨を見に行きまし



③ 鴨川海鮮丼

た。道の駅のすぐ横に鯨資料館があります。シロナガスクジラの骨格標本であると説明板がありその横には捕鯨砲が展示されていました(写真④)。和田港は国内で数少ない捕鯨基地で、沿岸で小型の鯨を捕っています。周囲には鯨の文字がある幟を掲げている店がいくつもありました。昔のような“鯨のたれ”はもう手に入らないのでしょうか。幼いころ、ビーフジャーキーのように乾燥した大きめのたれを火で炙り、端から一口サイズに引きちぎって食べていた記憶があります。

(5) 和田浦を出て128号線を走っていると、気になる信号を通り過ぎてしまいました。左折する先が「房総フラワーライン」であるとの標識を目にしました。ここから国道は海岸沿いではなくなるようです。とすると、次の「道の駅ローズマリー公園」への標識を見逃さないように少し気を付けて走る必要があります。予想通り房総フラワーライン方面に左折する交差点の手前に、道の駅への標識が設置されていました。標識に従い駐車場に案内されましたが、どうやら裏から入ったようです。正面入り口は先ほどの房総フラワーラインに面しています。中世イギリスを模した建物がインフォメーションセンターで、その中でスタンプを頂きました。

(6) ローズマリー公園を出て南に下ると、間も



④ 和田浦 シロナガスクジラ骨格標本

なく128号線と合流します。先ほどまでの128号線は千倉には寄らず、館山に向かいます。変わって久留里から南下してきた410号線との合流となります。「道の駅千倉・潮風王国」は、国道からさらに海沿いの県道251号線沿いにあります。いずれにしても標識に従って走れば迷うことはありません。ローズマリー公園からは10km 約20分で到着します。ここには、道の駅の建物の脇に、漁船「千倉丸」が展示されています。みなとみらいの日本丸のように湿ドック方式で、タラップを渡って船に渡り内部を見学することができます(写真⑤)。

(7)次は房総最南端の野島崎灯台に近い、「道の駅白浜野島崎」です。冒頭ご案内したディーラーのスタンプラリーで一度訪れていますが、次のアロハガーデンまでの途中にあるので、改めて寄ることにしました。野島崎灯台を左に見て進めば、同じ

ように標識が現れるので、国道から右折してすぐに到着します。ここは非常にこじんまりしています。他の道の駅のように、直売所のようなものはありません。観光案内があるだけです。オートキャンプ用に電源が取れる駐車スペースが用意されています。

(8)白浜野島崎から10km 約15分で千葉県最大規模を誇る動植物園のアロハガーデンに隣接された「道の駅南房パラダイス」に到着します。白浜からは、410号線をそのまま進み、房総フラワーラインの標識に従い海岸沿いの道(県道257号線)に入ります。少し走れば道の駅とアロハガーデンの案内が現れます。広大な動植物園に併設されている立地から、これまでのどの道の駅より駐車場が広く、温室やレストランなど観光施設が充実しています(写真⑥)。



⑤ 千倉潮風王国の漁船千倉丸



⑥ 南房パラダイス

(途中のおまけ) 5年前の野島埼灯台のレポートには記載しませんでした。館山市内に叔父が居ります。前回はツーリングの途中で寄りましたが留守でしたので、レポートではそのくだりを端折りました。今回もやはり素通りするわけにはいかないだろうと寄ることにしました。アロハガーデンから一旦相浜まで戻り、410号線を走り館山警察署の信号を左折して海岸まで出ます。“渚の駅”の先から海岸を離れると間もなく叔父宅に到着しました。久しぶりに会うことができ、無事を伝えて叔父宅を後にしました。

(9) 館山から北上して戻る途中、選択肢として本来なら国道127号線が一番ですが、県道88号線沿いに「道の駅三芳村」があります。時間的には微妙ですが、寄ることにしました。先ほどの館山警察

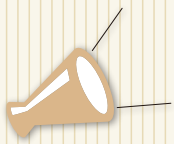
署まで戻り、128号線を千倉方面に向けて走れば
 県道の分岐があり、道の駅は県道沿いにあります
 ので、迷うことはありません。ここは、午後3時も過
 ぎ戻る途中ということで脇目も振らずスタンプを
 見つけ、売店の中を見て回ることもせずすぐに
 出発しました。

さて、帰りは東京湾フェリーを考えていました。
 県道258号線で岩井に出て金谷に向かいます。す
 ぐに127号線に合流し金谷までは一本道ですが、
 既に道路は渋滞しています。オートバイもかなり
 の数が同じ向きで走っています。渋滞状況とフェ

リーの残りの便数を考え、朝と同様アクアライン
 を使うことを決断しました。アクアラインで川崎
 へ出ると、朝と同じ産業道路、15号線、1号線と繋
 いで帰宅しました。

(おまけ2) 鴨川オーシャンパークから南房パ
 ラダイスまで、それぞれ30分とかからず次から
 次へと道の駅があります。それぞれ特色があり、
 もっと時間をかけて見学したり遊ぶことができ
 ると感じました。ターゲットを絞って、再訪して
 みたいと考えています。





神奈川県からのお知らせ

2021年度危険物運搬車両に対する路上取締りの実施結果について

1 実施期間

2021年11月1日から30日までの1か月間

2 実施内容

この路上取締りは、警察庁生活安全局の協力依頼に基づき毎年11月に実施しているもので、危険物(火薬類、高圧ガス、消防危険物、毒物及び劇物、放射性同位元素)を運搬している車両を対象に県(消防保安課及び関係地域県政総合センター環境部)又は指定都市消防局(横浜市、川崎市、相模原市)、警察及び消防機関が合同で実施しています。

3 高圧ガスに係る路上取締り実施結果概要

(1) 2021年度実施結果

路上取締りを行った71台のうち10台に違反があり、その内、一般高圧ガス運搬車両が3台、液化石油ガス運搬車両が7台でした。また、運搬形態別の違反件数は、タンクローリー車が4台、その他(バラ積み)の車両が6台でした。

表1 路上点検結果総括表

実施機関	実施年月(回数)	タンクローリー						その他						計					
		点検台数		適合台数		違反台数		点検台数		適合台数		違反台数		点検台数		適合台数		違反台数	
		一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石
消防保安課	2021年11月(9回)	3	2	3	2	0	0	2	5	2	5	0	0	5	7	5	7	0	0
横浜市	2021年11月(13回)	1	2	1	1	0	1	7	10	7	8	0	2	8	12	8	9	0	3
川崎市	2021年11月(5回)	0	1	0	1	0	0	4	0	3	0	1	0	4	1	3	1	1	0
相模原市	2021年11月(3回)	1	2	1	2	0	0	2	2	2	1	0	1	3	4	3	3	0	1
県央地域県政C	2021年11月(4回)	0	2	0	1	0	1	4	3	4	3	0	0	4	5	4	4	0	1
湘南地域県政C	2021年11月(9回)	0	2	0	2	0	0	4	5	2	5	2	0	4	7	2	7	2	0
県西地域県政C	2021年11月(3回)	0	4	0	2	0	2	1	2	1	2	0	0	1	6	1	4	0	2
合計	(46回)	5	15	5	11	0	4	24	27	21	24	3	3	29	42	26	35	3	7

なお、違反車両の業態別内訳は、次のとおりで、運送業者の車両の違反件数が多くなりました。一層の法令遵守が求められます。

表2 違反車両の内訳(単位:台)

	運送業者	販売業者	工事業者等	合計
一般	1	0	2	3
(内、県外)	(0)	(0)	(0)	(0)
液石	4	0	3	7
(内、県外)	(0)	(0)	(0)	(0)
合計	5	0	5	10

(2) 2021年度路上取締りに係る違反・不備による指導の内容

主な違反及び不備事項は、次のとおりです。

主な違反事項

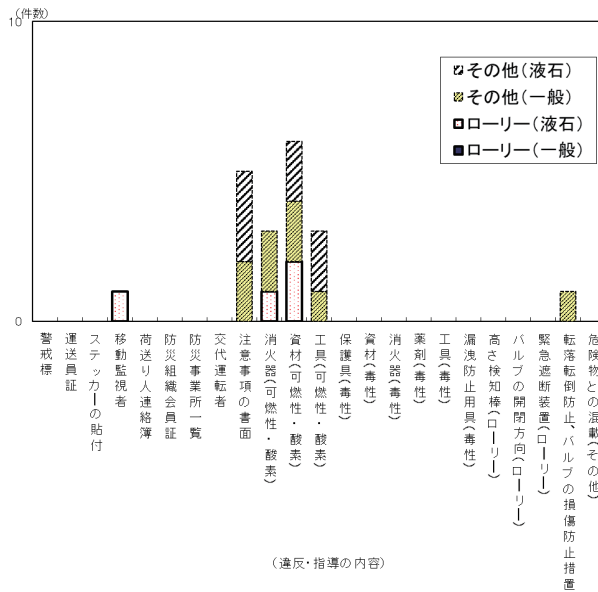
- ・移動監視者証の不携帯：1件
- ・注意事項の書面(イエローカード)の不携帯：5件
- ・消火器の未積載：3件
- ・資材未携帯等：6件
- ・工具の未積載：3件
- ・転落転倒防止措置の不備：1件

主な不備事項

- ・警戒標の劣化：1件
- ・運送員証の不携帯等：6件
- ・懐中電灯電池切れ：1件
- ・工具の一部未積載：1件

本年度の要注意点

- ・本年度は、資材の未搭載に加え、移動監視者証、運送員証の不携帯、イエローカードの不携帯が目立ちました。運行前に必要な免状・書面を携帯しているかの確認をお願いします。
- ・販売店は消費者である工事業者等に対し、高圧ガスの移動に関する基準の周知をする立場ですので、販売時に周知文書等を用いて移動時の注意事項等をしっかり伝えてくださるよう、今一度確認をお願いします。
- ・バラ積み車両においては、容器の積み過ぎ等により車両後部に約30cmの余裕がない状態になっている車両が例年数件見受けられます。無理のない配送計画で運行していただきますようお願いいたします。



(3) 県からのお願い

高圧ガス移動に関わる事業者の皆様におかれましては、今後とも高圧ガス保安法第23条(移動)で定める保安上必要な措置及び技術上の基準の遵守と、安全運転をお願いします。

また、県では法令に加え、「神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針」により、神奈川県内の高圧ガスの運送者に対して、公益社団法人神奈川県高圧ガス防災協議会が実施する運送者向けの講習を、決められた期間内に受講することなどを定めています。少量高圧ガス移動車を除く全ての高圧ガスの運送にあたり、御受講いただきますようお願いいたします。

(参考) 過去5年間の路上取締りの結果一覧

年度	タンクローリー						その他						計							
	点検台数		適合台数		違反台数		点検台数		適合台数		違反台数		点検台数		適合台数		違反台数		違反率	
	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石	一般	液石
2021	5	15	5	11	0	4	24	27	21	24	3	3	29	42	26	35	3	7	10.3%	16.7%
2020	16	18	16	17	0	1	34	28	31	23	3	5	50	44	47	38	3	6	6.0%	13.6%
2019	17	22	16	19	1	3	53	33	45	29	8	4	70	55	61	48	9	7	12.9%	12.7%
2018	8	18	8	16	0	2	41	25	31	20	10	5	49	43	39	36	10	7	20.4%	16.3%
2017	15	16	15	15	0	1	49	49	46	43	3	6	64	65	61	58	3	7	4.7%	10.8%

問合せ先 神奈川県くらし安全防災局防災部
 消防保安課 LP ガス・火薬・電気グループ
 電話 045 (210) 3484 (直通)

自主保安活動の推進により、事故の未然防止に引き続き御協力ください。

協会からのお知らせ

1. 2021年度第2回冷凍保安技術講習会のご案内

当協会では冷凍設備を取扱う会員事業所の皆様を対象に、高圧ガス保安法第27条に定められている事業者が行う保安教育の支援として、法令と冷凍保安管理技術に関する講習会を行なっています。

今回は、下記の日程にて当協会の講師より冷凍保安規則に係る最近の法令改正の状況、冷凍関係の問い合わせ事例、日常点検及び定期自主検査について、また株式会社前川製作所の講師の方より「最近の冷媒動向と自然冷媒冷凍システムの紹介」についての講演を計画しました。

今回の講習会を冷凍・空調設備の高圧ガス関連法令も含めた保安管理及び運転技術や設備知識等の向上を目的とした学習の場として、運転管理及びメンテナンスを担当されている方々や環境安全関係の方々も含めて受講をお願い致します。

<記>

1. 日時・場所 下記の2会場で同じ内容の講習会を実施します。どちらかにお申込みください。

対象地域	日 付	会 場 名
厚木会場	2022年2月25日(金)	厚木市文化会館 小ホール 厚木市恩名1-9-20 TEL 046-225-2588
横浜会場	2022年3月16日(水)	神奈川県民ホール 小ホール 横浜市中区山下町3-1 TEL 045-662-5901

2. 募集人員 厚木会場 150名 横浜会場 200名 会員限定とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染防止対策として各講習会場の収容制限(50%以下)及び座席指定を行いますので定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

3. 講習内容 受付開始時間 13時30分~14時00分

	演 題	時 間	講 師
1	【協会からのお知らせ】 ①冷凍保安規則に係る最近の法令改正の状況について ②冷凍関係の問い合わせ事例について ③日常点検及び定期自主検査について	14:00~15:00	(一社)神奈川県高圧ガス保安協会 副会長 児玉 孝徳氏
休 憩		15:00~15:10	
2	【講演】 最近の冷媒動向と自然冷媒冷凍システムの紹介	15:10~16:10	株式会社 前川製作所 技術企画本部 木村 健氏 駒込 敏弘氏

4. 講習会受講料 無料

5. 受講証の発行 受講された方には、保安教育受講修了証を発行致します。

6. その他 受講される方には受付での手指のアルコール消毒及び検温の実施、また会場内ではマスク着用をお願いします。

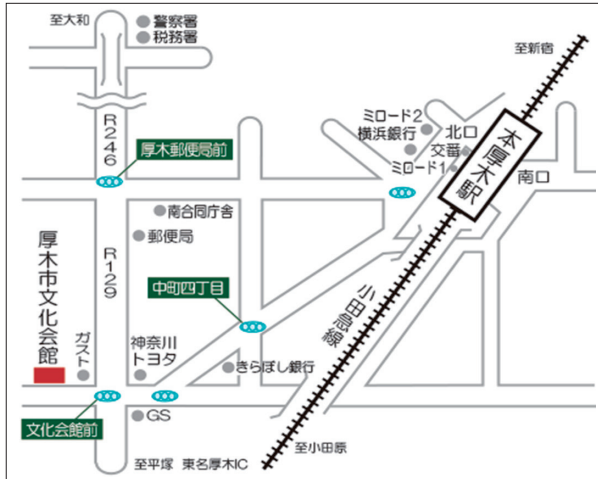
尚、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により急遽、開催を延期又は中止する場合がありますのでご承知おきください。

7. 会 場

(厚木会場)

2月25日(金)厚木市文化会館

小田急電鉄小田原線「本厚木駅」より徒歩約13分



(横浜会場)

3月16日(水)神奈川県民ホール

みなとみらい線日本大通り駅3番出口より徒歩約8分
JR 根岸線及び市営地下鉄の関内駅からは徒歩約15分



8. お 申 込 み

- (1) 申し込みメ切 **2022年2月15日(火)又は定員になり次第、締め切ります。**
- (2) 申し込み方法 下記、講習会申込書に必要事項をご記入の上、Fax で申込みをお願いします。
- (3) 申し込み書 受講者は講習会の当日に講習会申込書のコピーを受付に提出してください。

2021年度 第2回冷凍保安技術講習会 申込書

(一社)神奈川県高圧ガス保安協会 事務局宛 **Fax 045-201-7089**

事業所名					事業所コード	
申込担当者	TEL		-		-	
	FAX		-		-	
受講者 フリガナ 氏 名	2022年2月25日(金) (厚木会場) 厚木市文化会館			2022年3月16日(水) (横浜会場) 神奈川県民ホール		
	1	-----		1	-----	
	2	-----		2	-----	
	3	-----		3	-----	
会員登録地区名 (○で囲んでください)	横浜北	横浜南	川崎	横須賀	県央	湘南 足柄

- 注) 1. 太線の枠内は全てご記入ください。
- 2. 会員登録地区名を○で囲んでください。
- 3. 参加する開催日・会場を確認し、何れかに受講者氏名をご記入ください。
- 4. 講習会のお問い合わせは、事務局 二田(ふただ)・岡村まで TEL 045-228-0366 (代)

2. 2022 年度主要行事の計画

(2022年4月1日－2023年3月31日)

(一社) 神奈川県高圧ガス保安協会

	主要行事	開催日	開催場所
1	第 51 回定時社員総会	6 月 3 日 (金)	川崎日航ホテル
2	理事会		
	(1) 第 1 回理事会 (総会当日)	6 月 3 日 (金)	川崎日航ホテル
	(2) 第 2 回理事会 (移動理事会) (2022 年度事業経過報告並びに 予算執行状況の承認等)	11 月 18 日 (金) ~ 19 日 (土)	今後計画
	(3) 第 3 回理事会 (2023 年度事業計画案並びに 収支予算案審議等)	2 月 17 日 (金)	今後計画
	(4) 第 4 回理事会 (2022 年度事業報告並びに 収支決算審議等)	4 月 7 日 (金)	今後計画
3	企画部会		
	(1) 第 1 回 (事業はじめ)	6 月 24 日 (金)	協会会議室
	(2) 第 2 回 (第 2 回理事会対応)	10 月 14 日 (金)	協会会議室
	(3) 第 3 回 (第 3 回理事会対応)	2023 年 1 月 20 日 (金)	協会会議室
	(4) 第 4 回 (第 4 回理事会対応)	2023 年 3 月 17 日 (金)	協会会議室
4	神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者表彰式	7 月 ** 日	開港記念会館
5	第 37 回 (2022 年度) 関東高圧ガス保安大会	7 月 29 日 (金)	東京ガーデンパレス
6	第 35 回 (2022 年度) 全国一般高圧ガス保安団体連合会 総会	9 月 ** 日	高圧ガス保安協会
7	2022 年度 (第 50 回) 神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練	10 月 19 日 (水)	横浜みなとみらい 耐震バース
8	2022 年度トップセミナー	10 月 ** 日	神奈川県民ホール
9	第 17 回神奈川県高圧ガス火薬類保安大会	10 月 25 日 (火)	神奈川県民ホール
10	第 59 回高圧ガス保安全国大会	10 月 ** 日	ANA インターコンチネンタル ホテル東京
11	2023 年新春賀詞交歓会	2023 年 1 月 6 日 (金)	ロイヤルホールヨコハマ
12	2022 年度自主保安事業所交流会	2023 年 2 月 ** 日	神奈川県民ホール
13	第 51 回定時社員総会	2023 年 6 月 2 日 (金)	川崎日航ホテル (予定)

3. 第 51 回定時社員総会開催のお知らせ

下記日程で定時社員総会の開催を予定しています。
 なお、開催通知(議案書)の発送は5月中旬を予定しています。

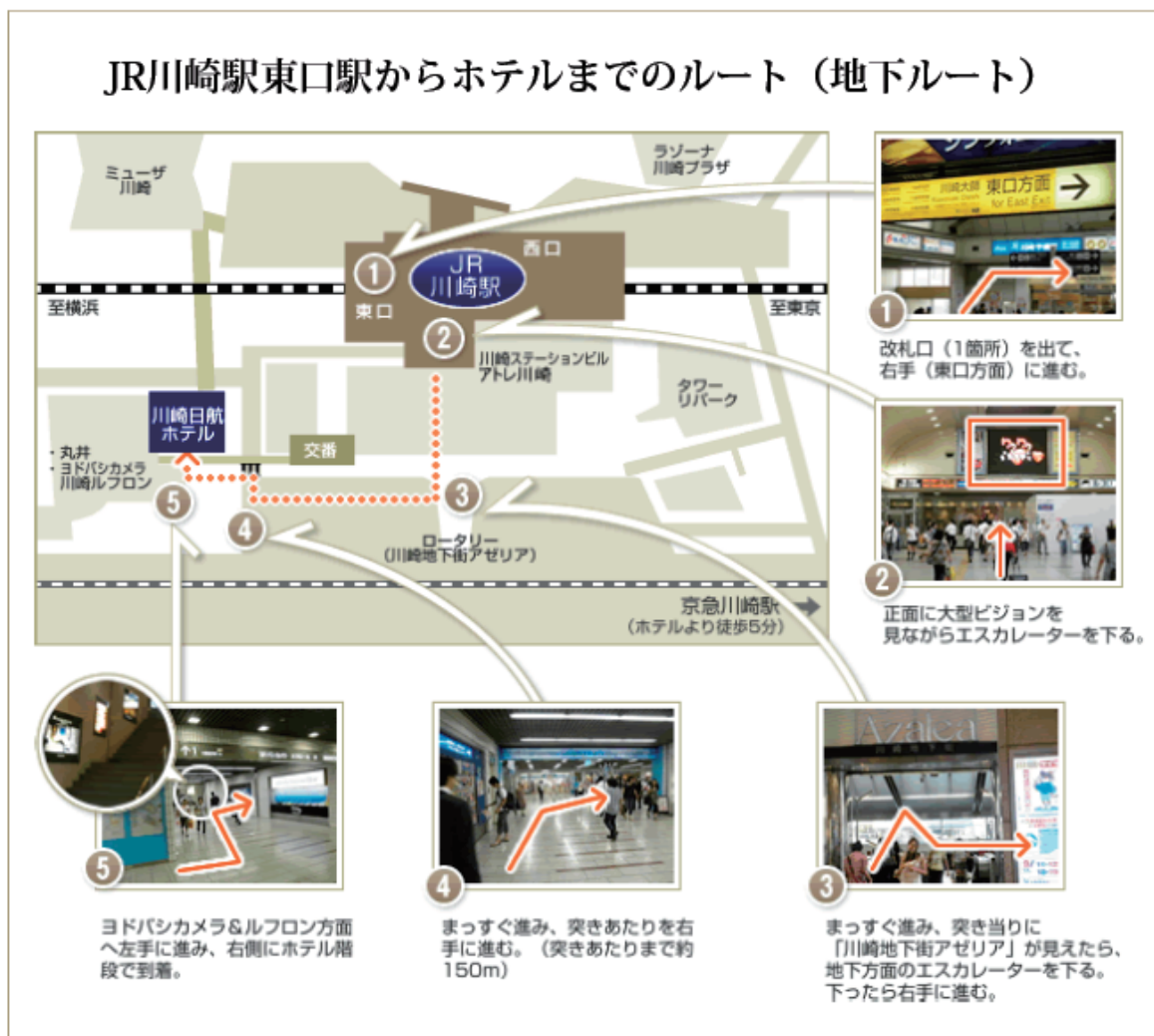
- 日 時 令和4年6月3日(金) 午後3時(予定)
 会 場 川崎日航ホテル(川崎市川崎区日進町1番地)
 予定議案
- 令和3年度事業報告並びに収支決算の承認を求める件
 - 令和4年度事業計画並びに収支予算の報告の件
 - その他の件



TEL 044-244-5941

JR川崎駅東口より徒歩1分 京急川崎駅より徒歩5分
 地下ルートを使えば、雨の時でも傘もささずにお越しいただけます。

JR川崎駅東口駅からホテルまでのルート (地下ルート)



住所: 〒210-0024 神奈川県川崎市川崎区日進町一番地



編集後記

新年を迎えて、初めての会報です。今年もよろしくお祈りします。本来であれば、新春賀詞交歓会を開催し、会員の皆さまと共に新年をお祝いすることを計画していたのですが、準備を始める時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が減少傾向にはあるものの、どの程度まで収束するか見通せないことから、やむを得ず中止することにしました。2年続けて開催できなかったことは大変残念です。会長の挨拶も、会場ではなく、本号にて実施しています(時期が、遅れていることをお許しください)。

新型コロナウイルス感染症は、足元、南アフリカより世界的に感染拡大した新たな変異株であるオミクロン株が、日本国内でも急激に感染拡大し、「まん延防止等重点措置」が一部地域に実施され、「緊急事態宣言」の発出も議論され始めています。新型コロナウイルスは、これまでの対策の弱点を狙ったかのように変異し拡大を繰り返しています。これまでの感染防止対策に加え、新たな変異株の特徴を捉え、その変異株の特徴に合わせた対策を講じる必要があると考えます。新型コロナウイルスが、変異を続ける以上、この戦いは長期化すると覚悟する必要があるようです。

このような新型コロナ禍ではありますが、社会的に必要なことは実施しなくてはなりません。本号で紹介している「第49回神奈川県高圧ガス地震防災緊急措置訓練」もその1つと考えています。新型コロナ禍であっても、自然災害は発生します。感染防止対策を実行しながらの自然災害への対応は、極めて困難な状況が想定されます。これまで以上に万全に備える必要があります。訓練は、緊急事態宣言の解除後の段階的な規制緩和により開催時期を延期し、当日も開催規模を縮小し、十分な感染防止対策を取って開催されました。本号の写真でもその様子が伺えると思います。

先に述べました通り、今年も新型コロナウイルス感染症との闘いは続くことを覚悟しなくてはなりません。現在、次年度の計画を策定している段階ですが、感染防止に十分に配慮しながら、創意工夫してこれまでの事業を継続することで考えています。しかしながら、新たな変異株の感染拡大状況によっては、会員の皆さまの安全を第一に考えて運営していきたいと考えています。今年も、会員の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

(岡本 記)

お知らせください(社名変更、担当者異動ほか)

協会活動に係る郵便物等を確実にお手元にお届けしたいと思っておりますので、社名変更、住所表示変更、組織変更や担当者異動がありましたら、お手数ですが事務局までお知らせください。

当協会ホームページに「会員情報変更連絡票」が載っていますのでご利用ください。

- ①社名変更
- ②住所表示変更
- ③電話・ファクシミリ番号変更
- ④組織名変更
- ⑤担当者異動
- ⑥その他連絡上必要事項の変更

一般社団法人 神奈川県高圧ガス保安協会

〒231-0023

神奈川県横浜市中区山下町1番地(シルクセンター3階)

TEL:045-228-0366

FAX:045-201-7089

<http://www.kana-hpga.or.jp/>



大陽日酸
The Gas Professionals

Shielding Gases for MAG, MIG, TIG and Plasma Welding are SANARC® GASES

造船、自動車、建設橋梁、半導体など多くの産業分野で、日々進化・進歩し続けている溶接技術。

大陽日酸は各種の用途に応じた高品質なシールドガス「サンアーク・シリーズ」を、お客様に最適な方法で速やかに供給しています。さらに、調整器や混合器、専用ホースなど、ガス供給にかかわる機器も溶接に適した仕様で提供し、生産性の向上、コストダウン、環境改善等のご要望にお応えしています。

大陽日酸はこれからも、レーザ溶接を始め、新しい時代のニーズをサポートします。

サンアーク・シリーズ Lineup



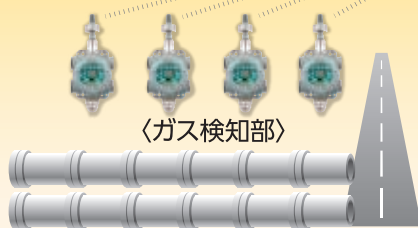
大陽日酸株式会社

関東支社

〒212-8509 川崎市幸区塚越4-320-1
TEL044-549-9300 FAX044-549-9600

配線が むずかしい場所

防爆エリア



〈ガス検知部〉

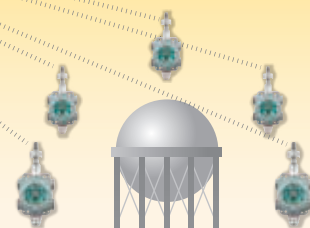
非防爆エリア



〈監視盤〉

工事中・緊急時の 仮設対応に

防爆エリア



持ち運び可能

設置がかんたん

- 監視盤・ガス検知部ともに持ち運びが可能。
- 無線式で信号配線が不要! 配線が難しい場所への設置もかんたん。
- 監視盤1台につき最大10台までガス検知部と接続可能。
- 国際標準化された工業用無線規格 [ISA100.11a]を採用。

無線でガス濃度を 受信&監視します

仮設型ガス漏えい監視システム
監視盤 VCW-100
無線ガス検知部 KD-100 / 101シリーズ



新コスモス電機株式会社

神奈川出張所 ■ 〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-3-1 (新横浜アー/ンスクエア6F) TEL (045) 473-6451

URL www.new-cosmos.co.jp